

第2次狭山市緑の基本計画の期間延長について

第2次狭山市緑の基本計画について、以下のとおり変更いたします。

1. 変更事項

(1) 計画終期（計画期間）

旧：平成37年度（10年間）

新：令和10年度（13年間）

(2) 計画の目標年度（目標水準）

旧：平成37年度

新：令和10年度

2. 新旧対照表

該当箇所	変更後	現行
3 頁 第1章 序論 4 計画のフレーム 1 計画期間	本計画の計画期間は、平成28年度から <u>令和10年度</u> までの <u>13年間</u> とします。	本計画の計画期間は、平成28年度から <u>平成37年度</u> までの <u>10年間</u> とします。
3 2 頁 第3章 計画の基本的な考え方 1 緑地の確保目標水準 （表中）	本計画の対象となる緑地の確保目標 （表中）緑地の確保目標水準 <u>令和10年度</u>	本計画の対象となる緑地の確保目標 （表中）緑地の確保目標水準 <u>平成37年度</u>
	緑地確保目標の内訳 （表中）緑地の確保目標水準 <u>令和10年度</u>	緑地確保目標の内訳 （表中）緑地の確保目標水準 <u>平成37年度</u>
3 3 頁 第3章 計画の基本的な考え方 2 都市公園等の整備目標水準 （表中）	都市計画区域人口1人当たりの都市公園等面積の目標水準 （表中）（目標年度） <u>令和10年度</u>	都市計画区域人口1人当たりの都市公園等面積の目標水準 （表中）（目標年度） <u>平成37年度</u>
	都市公園等の整備目標の内訳 （表中）（目標水準） <u>令和10年度</u>	都市公園等の整備目標の内訳 （表中）（目標水準） <u>平成37年度</u>